

第4次長久手市障がい者基本計画 基本施策（案）一覧 参考資料2

No.	現計画の事業概要	担当課
1	事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。	福祉課
2	グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、体験利用の事業を開始します。	福祉課
3	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができるよう、高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課
4	障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう福祉サービスの充実を図ります。また、サービスの質の向上を図るため事業所等へ働きかけます。	福祉課
5	家族が安心して障がいのある人を預けることができるサービスの拡充が求められています。そのため、障がいのある人等の一時的な見守りを行う日中一時支援事業の利用を促進していきます。	福祉課
6	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課
7	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められています。そのため、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図り、各種問題解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課
8	その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。	福祉課
9	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課
10	障害者総合支援法の改正により、サービス等利用計画の作成が利用者全員に必要となることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要となるため、障がい者相談支援事業を拡大していきます。	福祉課 子ども家庭課
11	障がいのある人の生涯について、連続した包括的な支援が求められています。そのため、市役所関係部署はもとより、地域包括支援センター、生活困窮者相談、コミュニティーソーシャルワーカーなど、年齢や状況により設置された相談機関の連携を強化し、連続した支援体制を構築します。	悩みごと相談室 福祉課 長寿課 子ども家庭課 健康推進課 他
12	各小学校区への設置を目指している地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、専門の相談員による出張相談等を実施します。	福祉課 たつせがある課
13	発達障がい等の障がいのある児童に対する通所施設として、「児童発達支援センター」を整備します。児童発達支援センターの整備に先立ち、発達が気になるお子さんに関する相談窓口を充実させ、早期発見から早期療育へと繋がります。	子ども家庭課

No.	現計画の事業概要	担当課
14	障がいのある児童をもつ保護者がお互いの不安や悩みを共有し支え合える仕組みが必要です。障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子ども家庭課
15	障がいのある児童の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子ども未来課 教育総務課
16	医療的ケアが必要な子どもへの支援体制整備に向け関係機関と協議・検討を行います。	子ども家庭課
17	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの充実を図っていきます。また、発達障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課
18	母子保健法により、支援の必要な発達障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう支援体制を整備します。	健康推進課
19	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進に努めます。	健康推進課
20	障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議していきます。	福祉課 健康推進課
21	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課
22	障害者総合支援法により新たに対象となった難病患者の方にも、適切な支援が得られるよう、福祉サービス等を広く周知していきます。	福祉課
23	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課
24	高次脳機能障がいについて、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課
25	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない方について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な方の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課
26	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子ども家庭課 福祉課
27	学校において、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童の拡充を目指します。	教育総務課

No.	現計画の事業概要	担当課
28	障がいのあるなしにかかわらずその人の個性を尊重し合い学んでいけるよう、インクルーシブ教育（障がいのある人もない人も共に学ぶ仕組み）の基礎を構築します。	教育総務課
29	障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課
30	障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動への参加を促進します。	生涯学習課 文化の家
31	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会が増えるよう、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課
32	障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	みどりの推進課 福祉課
33	就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課
34	就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課
35	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課
36	一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課
37	障がいのある人の経済的な自立につながるよう、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、市役所から発注する業務の拡大を図ります。	行政課 福祉課
38	工賃の向上をめざし、就労支援施設が実施している福祉の家での物品販売会について、市役所等での販売など販路の拡大を図ります。	福祉課 財政課
39	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障がい者手当の支給を行います。	福祉課
40	支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉課

No.	現計画の事業概要	担当課
41	市民が地域で、ともに支え合いながら自分らしく安心して生活することができるよう、地域福祉計画に基づき、保健・障がい・介護・子育て等の施策について総合的に推進していきます。	福祉課
42	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子ども未来課
43	日常生活で、ちょっとしたサポートがあれば、障がいがあっても地域で生活できる方を支援するため、見守りやサポートの体制が整備できるよう検討します。	福祉課
44	障がいのある人の社会参加の場が不足しています。各種イベントや公共施設等でのボランティア活動等への参加促進を図ることで障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課
45	障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課
46	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進及び支援します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を実施します。	福祉課 長寿課
47	障がいのある人の外出を支援するため、タクシーチケットの交付を行います。	福祉課
48	横断歩道や人通りの多い歩道については、段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課
49	道路新設時などに、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。	土木課 区画整理課
50	まちづくりを進める土地区画整理事業にあっては、障がいのある人に配慮したまちづくりを目指します。	区画整理課
51	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課 (生涯学習課) (長寿課)
52	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課
53	障がいのある人の、公共交通移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	経営企画課 安心安全課 福祉課 長寿課
54	福祉のしおりを分冊化し、障がい福祉の制度等をよりわかりやすく掲載した冊子を発行します。	福祉課 長寿課 子ども家庭課

No.	現計画の事業概要	担当課
55	障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供していきます。	福祉課
56	障がい等により意思疎通が困難な方に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を検討していきます。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課
57	災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者登録事業を活用していきます。	福祉課 安心安全課
58	市内の福祉施設と協定を結び、各小学校区に緊急避難先の設置を目指します。	福祉課 安心安全課
59	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、支援マニュアルを作成するとともに、障がいのある人本人の参加による避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課
60	障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、特性に配慮したスペースの確保やストマ用装具等の備蓄などの整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課
61	尾張東部成年後見センターと連携しながら広く成年後見制度について周知を図り、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより自己決定が難しく家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用について、しっかりと見極め実施していきます。	福祉課 長寿課
62	障がいのあるなしにかかわらず市の情報が得られるよう、広報紙やホームページの作成方法を工夫していきます。	情報課
63	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないように、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。	福祉課
64	虐待を受けた時や緊急時などに、近隣市町と連携し、広域での居室確保事業を実施することにより、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課
65	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解を促進する研修会等を実施します。	人事課 福祉課
66	各種選挙の投票時において、障がいのある人に配慮した投票所運営をしていきます。	行政課
67	障がい者自立支援協議会「福祉サービス支援部会」において、障がい者社会福祉施設の職員や利用者家族に対し、歯科教育を推進します。	福祉課 健康推進課